明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告示〕

一
○ミャンマーにおける児童保護向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**外務**三八八）
○第三次地雷除去活動強化計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三八九）
○プノンペン公共バス交通改善計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三九〇）
○返納を命じた旅券を無効とする件（**同**三九一）
○保安林の指定をする件
（**農林水産**一九七九～一九八二）
○保安林の指定を解除する件
（**同**一九八三～一九八五）
○保安林の指定施業要件を変更する件
（**同**一九八六～一九九〇）
○肥料を登録した件（**同**一九九一）
○名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があった件
（**国土交通**一一二五）
○道路に関する件
（**東北地方整備局**二一八）
○道路に関する件
（**関東地方整備局**二九七～二九九）

二
○浄化槽の型式の認定を更新した件
（**中国地方整備局**九八）
○道路に関する件
（**九州地方整備局**一五一、一五二）

〔国会事項〕

六
最高裁判所

〔人事異動〕

六
最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）

〔褒賞〕

七
官庁事項

〔官庁報告〕

八
**官庁**
財団、司法書士懲戒処分、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分、無縁墳墓等改葬関係
**裁判所**
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
**会社その他**

〔公告〕

九
諸事項

## 告示

**○外務省告示第三百八十八号**

平成二十八年九月二十一日にネーピードーで、ミャンマーにおける児童保護向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ミャンマーにおける児童保護向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億二千万円
3　署名者
日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使
国際連合児童基金側　ベルトランド・ベインベル在ミャンマー事務所代表

平成二十八年十月十一日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第三百八十九号**

平成二十八年九月二十七日にプノンペンで、第三次地雷除去活動強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第三次地雷除去活動強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十八億千万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使
カンボジア側　ロン・ビサロ外務国際協力省長官

平成二十八年十月十一日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第三百九十号**

平成二十八年九月二十七日にプノンペンで、プノンペン公共バス交通改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　プノンペン公共バス交通改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十三億九千六百万円
3　贈与の供与期限　平成三十三年一月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使
カンボジア側　ロン・ビサロ外務国際協力省長官

平成二十八年十月十一日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第三百九十一号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十八年九月二十二日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十八年十月十一日

外務大臣　岸田　文雄

| 失効年月日 | 発行年月日 | 旅券番号 |
|---|---|---|
| 平成28年9月22日 | 2012年5月21日 | TK6991459 |